

2009.3.7.029B

厚生労働科学研究費補助金
地域医療基盤開発推進研究事業

未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究

(H20-医療-一般-020)

平成20-21年度 総合研究報告書

研究代表者 高木裕三

平成22(2010)年3月

目 次

I. 総合研究報告書

- 未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究 1
高木裕三

II. 分担研究報告

1. 歯科衛生士の雇用状況と雇用者の意識に関する研究 6
遠藤圭子、佐々木好幸、高木裕三、藤原愛子
2. 未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計について 17
佐々木好幸
3. 歯科衛生士の就業状況に関する実態調査 25
遠藤圭子、佐々木好幸、高木裕三、藤原愛子
4. 欧州における歯科衛生士事情－歯科衛生士教育と業務範囲－ 39
遠藤圭子、佐々木好幸、高木裕三、藤原愛子

III. 資 料

- 平成20-21年度班会議内容 43

IV. 研究者名簿 46

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

H20-21 年度総合研究報告書

未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究

研究代表者 高木裕三 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター長

研究要旨 歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科医師と共に歯科保健を支えている歯科衛生士を充足し、その資質を向上させることが極めて重要である。このような考えから、実際に平成 16 年に歯科衛生士の教育年限が 3 年以上に改められている。しかし一方、既存の調べ等によると我国の歯科衛生士名簿登録者のうち 60 % 弱が未就業である。そこで、本研究では歯科衛生士名簿登録者の過半数を越える未就業者の現状を把握し、再就業への意欲向上に繋がる方策を検討すると共に、雇用者の雇用意欲をうながすような未就業歯科衛生士の資質向上にむけた研修のあり方と再就業への支援体制の確立を模索することを目的に（1）歯科衛生士の雇用状況と雇用者の意識に関する調査と、（2）未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計、（3）歯科衛生士の就業状況に関する実態調査、（4）欧州における歯科衛生士事情—歯科衛生士教育と業務範囲—の情報分析を行なった。

その結果、先ず（1）歯科衛生士の雇用状況と雇用者の意識に関する調査では、歯科診療施設へのアンケート調査によって、歯科衛生士法に規定される歯科衛生士の 3 大業務は歯科医師に十分に認知されていること、および、現状の歯科衛生士教育で重点が置かれている部分と歯科医師が歯科衛生士に求める資質や業務が一致していることが明らかになった。また、年末（12 月）の時点で約 2 割の歯科診療施設が歯科衛生士の求人を行っており、充足がスムースに行われていない状況があると示唆された。次に、（2）未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計では公表された歯科衛生士登録者数を基準に未修業歯科衛生士数と再就業可能者数を推計したところ、22 歳以上の生存登録者数は 201,564 人、未就業者数は 119,610 人と推計され、そのうち再就業可能歯科衛生士数は 49,118 人と推計された。しかし、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。また、（3）歯科衛生士の就業状況に関する実態調査では、歯科衛生士名簿登録者へのアンケート調査によって就業状況と就業に関する意思調査を実施した。その結果、歯科衛生士として未就業となっている理由は「出産・育児」と「技術に自信がない」、「雇用条件が合わない」が多く、また回答者の多くが未就業者の再就業を促すには待遇改善と生涯研修制度が必要であると考えており、歯科衛生士の業務範囲が広がれば、歯科医院の収入が増加すると考えていることが明らかになった。一方、（4）欧州における歯科衛生士事情—歯科衛生士教育と業務範囲—の情報分析では、平成 20 年度研究で得られたオランダとデンマークにおける歯科衛生士事情の情報と別の訪問調査で得たイギリスとスウェーデンの情報を合わせ、歯科保健医療サービスを国民に効率的に提供するために歯科衛生士の業務範囲がどのような影響を及ぼしているかを検討した

結果、これら4カ国では歯科衛生士が専門性と自立性を活かした歯科保健活動を展開し、疾病予防と健康増進を推進する重要な職種として国民から期待されていることが明らかになった。これらの結果は今後の我国の歯科衛生士の業務を検討する上で重要な情報になることが示唆された。

以上の結果から、我国の歯科医療現場では歯科医師は法に定められた歯科衛生士の業務を十分認知しており、雇用の意思があるものの、充足がスムースにいっていない状況があることが明らかになった。一方、歯科衛生士は名簿登録者の過半数を越える未就業者の就業意欲を高めるためには、待遇改善と生涯研修制度の確立が必要であると考えており、また歯科衛生士の業務範囲の拡大は歯科医業を活性化させ、結果として歯科衛生士の待遇改善に繋がると考えている歯科衛生士が多いことが示唆された。

研究分担者

遠藤圭子 東京医科歯科大学歯学部・准教授
佐々木好幸 東京医科歯科大学歯学部・准教授
藤原愛子 静岡県立大学短期大学部・教授

率の背景を明らかにし、対策を講じる必要がある。さらに、平成16年に歯科衛生士教育制度が改められたため、新旧制度で教育された者の間に知識および技術的な格差が生じている。未就業歯科衛生士のほとんどは旧制度で教育を受けた者であることから、今後彼女らが再就業するためにはスキルアップのための研修も不可欠である。

本研究では2年間の研究期間の間に、歯科衛生士名簿登録者の過半数を超える未就業歯科衛生士の現状を把握し、再就業への意欲向上に繋がる方策と雇用者の雇用意欲をうながすような未就業歯科衛生士の資質向上にむけた研修のあり方を模索することを目的とした。

A. 研究目的

歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科医師と共に歯科保健を支えている歯科衛生士を充足し、その資質を向上させることが極めて重要である。そのための方策としては歯科衛生士教育の質的・量的高度化が最も大切であり、実際に平成16年に歯科衛生士の教育年限が3年以上に改められたところである。しかし、これだけで直近の歯科保健医療のニーズの変化に対応することは難しい。

平成18年の厚生労働省等の調べによると我国の歯科衛生士名簿登録者のうち60%弱が未就業である。そこで、国民のニーズの高まりに適切に対応するには、これらの未就業歯科衛生士を活用することが有効な手段の一つになりうるが、それを可能とするためには、高い未就業

B. 研究方法

未就業歯科衛生士の現状を把握し、その活用を検討するには、歯科衛生士を取り巻く環境についての情報収集とその評価が必要となるため、本研究では未就業歯科衛生士へのアンケート調査の他に以下にあげる項目についての調査研究を計画した。

(1) 歯科診療施設における歯科衛生士と歯科

助手の雇用状況と雇用者の意識

- (2) 未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計
- (3) 諸外国における歯科衛生士事情（特に教育内容と業務範囲）

これらの項目のうち、平成 20 年度は「歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況と雇用者の意識」に関するアンケート調査を日本歯科医師会の協力を得て実施した。対象は全国の会員から無作為抽出した総数 3,610 名で、調査対象は全国の歯科診療施設の地域分布状態を反映した普遍性を持たせたものとなるように配慮した。次に「未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計」には、先ず公表されている出生年別登録歯科衛生士数と日本人女性の年齢別生存率から年齢別生存歯科衛生士数を推計し、これを基準に年齢別未修業歯科衛生士数を推計。ついで歯科衛生士の就業率が他の業種の女性の年齢別就業率と同等まで引き上げられると仮定した場合の就業歯科衛生士数を推計して、再就業可能者数を推計した。また、「歯科衛生士の就業状況に関する実態調査」は島根県と静岡県、東京都に所在する歯科衛生士養成機関 4 校の同窓会の協力の下にアンケート調査を行なった。このうち 2 校では連絡可能で就業の届け出がされていない同窓生 751 名を抽出し、残りの 2 校では連絡可能な同窓生 455 名を抽出し、合計 1206 名の歯科衛生士名簿登録者にアンケート用紙を送付し、回答を求めた。一方、「諸外国における歯科衛生士事情」の調査としてはオランダとデンマークの歯科衛生士事情について現地への訪問調査を実施した。これらによって得られた情報に加え、平成 15 年度厚生

労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究」においてイギリスとスウェーデンの歯科衛生士事情について訪問調査を実施し、同様にして得た情報を加え、分析資料とした。

C. 研究結果および考察

1. 歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況と雇用者の意識について

雇用者が求める歯科衛生士の業務は「口腔衛生指導」「スケーリング・ルートプレーニング」「歯周組織検査」「う蝕予防処置」「滅菌・消毒および器材管理」であり、実際に歯科衛生士を雇用している者は、歯科衛生士により多くの業務を任せ、待遇を改善し、さらに歯科衛生士を雇用しようとしている傾向にあるが、雇用の確保には待遇改善が不可欠であるとし、現状の給与・時給の安さが雇用を困難にしていると感じていることが推測された。一方、歯科衛生士を雇用していない者は、雇用したいが応募がないと考えている者と、雇用の必要がないと考えている者がいて、後者は人件費がかかることと、歯科医師がすべての診療業務を行えるので歯科衛生士を雇用する必要はないと考えている傾向が見られた。また、約 2 割の歯科診療施設が年末（12 月）の時点で歯科衛生士の求人を行っている事が示され、充足がスムースに行われていない状況があると考えられた。

2. 未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計について

公表された歯科衛生士登録者数を基準に未修業歯科衛生士数と再就業可能者数を推計したところ、22 歳以上の生存登録者数は 201,564 人、

未就業者数は 119,610 人と推計され、そのうち再就業可能な歯科衛生士数は 49,118 人と推計された。しかし、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。

3. 歯科衛生士の就業状況に関する実態調査

島根県と静岡県、東京都にある歯科衛生士養成機関の同窓生で歯科衛生士名簿登録者 1206 名にアンケート用紙を送付し、回答を求めた。有効な 583 名分の回答を集計・分析した結果、304 名が歯科衛生士として未就業であり、その理由は「出産・育児」と「技術に自信がない」、「雇用条件が合わない」が多かった。また回答者の多くが未就業者の再就業を促すには待遇改善と生涯研修制度が必要であると考えており、歯科衛生士の業務範囲が広がれば、歯科医院の収入が増加すると考えていることが分かった。これらの結果は、歯科衛生士免許登録者の 60% 弱を占める未就業者の多くが待遇改善と生涯研修制度の確立を行えば再就業したいとの意識を持っているおり、また歯科衛生士の多くが業務範囲の拡大を通して歯科医業の活性化へ貢献できると考えている事を示唆しており、再就業促進の具体的な方策の検討に極めて有効な情報が得られた。

4. 諸外国における歯科衛生士事情

イギリスおよびオランダ、デンマーク、スウェーデンでは何れも国民の口腔保健の担い手として、専門性と自立性を活かした保健医療活動を展開する歯科衛生士の養成を行っており、その業務には我国の歯科衛生士の業務よりかなり多くのものが含まれている。また、これら 4 カ国では開業歯科衛生士あるいは勤務歯科衛生士として独立して歯科保健医療業務を行う事が

でき、国民の口腔保健の担い手として十分な活動ができる基盤が用意されている。一方、歯科診療施設での診療補助業務は歯科助手または歯科看護師と呼ばれる職種が担当している。

これらの状況は歯科衛生士が専門性と自立性を活かした歯科保健活動を展開し、疾病予防と健康増進を推進する重要な職種として国民から期待されていることを示唆しており、我国の歯科衛生士が診療補助を主要な業務としていることと大きな相違点となっていることが明らかになった。

D. 結論

本研究の結果、歯科衛生士免許登録者の 60% 弱を占める未就業者の多くは待遇改善と生涯研修制度の確立を行えば再就業したいとの意識を持っており、また歯科衛生士の多くが業務範囲の拡大を通して歯科医業の活性化へ貢献できると考えている事を示唆していた。

一方、歯科診療施設では、75% の歯科医が歯科衛生士による業務を理解し、活用しようと考えているが、充足が必ずしもスムースに行われておらず、雇用の確保には待遇改善が不可欠であると考えており、現状の給与・時給の安さが雇用を困難にしていると感じていることが推測された。

E. 参考文献

- 高木裕三、薬師寺仁、川本黄石、矢尾和彦、平林勝政. 歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業) 平成 15 年度総括研究報告書. 2004 年

2. 厚生労働省 厚生労働統計－医療施設調査
2005 年
3. The Council of European Dentist, Manual of dental practice. 2008.
4. 社団法人日本歯科衛生士会：歯科衛生士の勤務実態調査報告書. 社団法人日本歯科衛生士会, 東京, 2005 年
5. 財団法人歯科医療研修振興財団：「財団法人歯科医療研修振興財団 創立 20 周年記念誌」. 財団法人歯科医療研修振興財団, 東京, 2008 年.
6. 高木裕三、遠藤圭子、佐々木好幸、藤原愛子. 未就業歯科衛生士の現状とその活用に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）平成 20 年度総括研究報告書. 2009 年

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

分担研究（1）報告書

歯科衛生士の雇用状況と雇用者の意識に関する研究

研究代表者 高木裕三 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター長

分担研究者 遠藤圭子 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科准教授

佐々木好幸 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター准教授

藤原愛子 静岡県立大学短期大学部教授

研究要旨

歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況を調べるとともに、雇用者が歯科衛生士あるいは歯科助手の雇用についてどのような意識を持っているかを調べる目的でアンケート調査を実施した。調査は日本歯科医師会の協力の下に実施され、全国の会員の中から都道府県を単位として無作為に層別抽出した3,602名の歯科医師にアンケート用紙を送付し、回答を求めた。

有効な2,047名分の回答を集計・分析した結果、歯科衛生士法に規定される歯科衛生士の3大業務は十分に認知されており、約2割の歯科診療施設において歯科衛生士の求人を行っているものの、充足が困難な状況にあることが明らかになった。

A. 研究目的

世界で最も長寿であるわが国では歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大しており、良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科医師と共に歯科保健を支えている歯科衛生士を充足することが必要である。ところが、平成18年の厚生労働省等の調べによると、わが国の歯科衛生士名簿登録者のうち60%弱が未就業となつておらず、国民のニーズの高まりに適切に対応するには、これらの未就業歯科衛生士を活用することが有効な手段の一つになりうる。しかし、それを可能とするためには、高い未就

業率の背景を明らかにし、対策を講じる必要がある。

そこで、本研究ではまず、歯科医療施設における歯科衛生士の雇用状況を調べるとともに、近年歯科医療現場で増加傾向にあると言われている歯科助手の雇用状況も調べ、雇用者である歯科医師が、歯科衛生士あるいは歯科助手の雇用についてどのような意識を持っているかアンケート用紙を送付して回答を求める方法により調査した。

B. 研究方法

日本歯科医師会およびその傘下にある都道

府県歯科医師会の協力を得て、「歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況と雇用者の意識」に関するアンケート調査を実施した。調査対象は日本歯科医師会会員からの無作為抽出であり、都道府県単位で等抽出率の層別抽出することによって全国の歯科診療施設の地域分布状態を反映した普遍性を持ったものとなるように配慮した。

このような方法で抽出した3,610名の歯科医師に対して、アンケート依頼状と調査票、返信用封筒を一括して郵送し、調査への協力を依頼するとともに、アンケート用紙への無記名での回答を求めた。さらに、調査票の回収率を高めるために、回答締め切り間際に対象者全員に回答の督促の葉書を送付した。

アンケートによる調査項目は、1) 歯科衛生士に求める資質・業務について、2) 歯科衛生士の業務範囲と雇用について、3) 歯科衛生士の雇用状況について、4) 対象となつた歯科診療施設の状況および回答者について、などである（本報告書付録として調査票を掲載）。

回収された調査票は、明らかな誤りを削除しながらパーソナルコンピュータに入力され、統計解析ソフトウェア JMP 5.1.2 日本語版（SAS institute社製）により、基本統計量の計算、単純集計、クロス集計が行われた。

（倫理面への配慮）

本研究におけるアンケート調査では、依頼状に研究の概要を説明すると共に、アンケート参加への任意性と結果の使用目的について明記すると共に、アンケートの回答には個人

を同定できる情報を記載しない様式としており、倫理面での問題はない。

C. 研究結果

発送した調査票3,610通のうち、転居等で返送されたものが8件あるため、歯科医師に届いたと考えられる調査票は3,602通であった。さらに歯科医業から撤退している旨の連絡が3件あり、回答は2,048件から返送されたので、回収率は56.9%であった。回収された中の1件は、自身の年齢・性別・開業市町村以外の記載がなかったため無効な回答とし、2,047人の回答を分析に用いた。

1. 歯科衛生士に求める資質・業務について

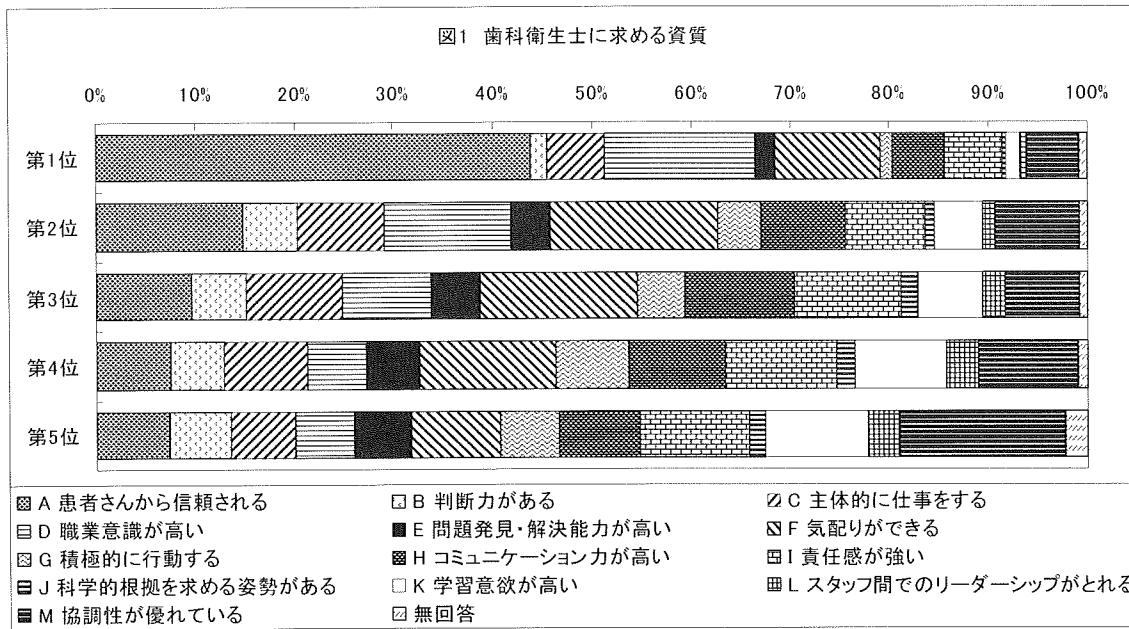
回答者が歯科衛生士に求める資質を第1位から第5位までを選択した結果を図1に示す。

「A 患者さんから信頼される」「D 職業意識が高い」のように順位が高いほど割合が多いものや、「C 主体的に仕事をする」「F 気配りができる」「H コミュニケーション力が高い」のようにどの順位でも選択されているもの、「K 学習意欲が高い」「M 協調性が優れている」のように順位が低くなると割合が増加するもの、「J 科学的根拠を求める姿勢がある」のようにほとんど選択されていないものがあった。5位までのいざれかの順位で選択された割合が高いものから順に、

「A 患者さんから信頼される」 83.0%
「F 気配りができる」 66.0%
「D 職業意識が高い」 48.9%
「M 協調性が優れている」 47.8%
「I 責任感が強い」 46.8%

「H コミュニケーション力が高い」 42.7%
 「C 主体的に仕事をする」 39.3%
 「K 学習意欲が高い」 32.1%
 「B 判断力がある」 24.3%
 「G 積極的に行動する」 23.9%

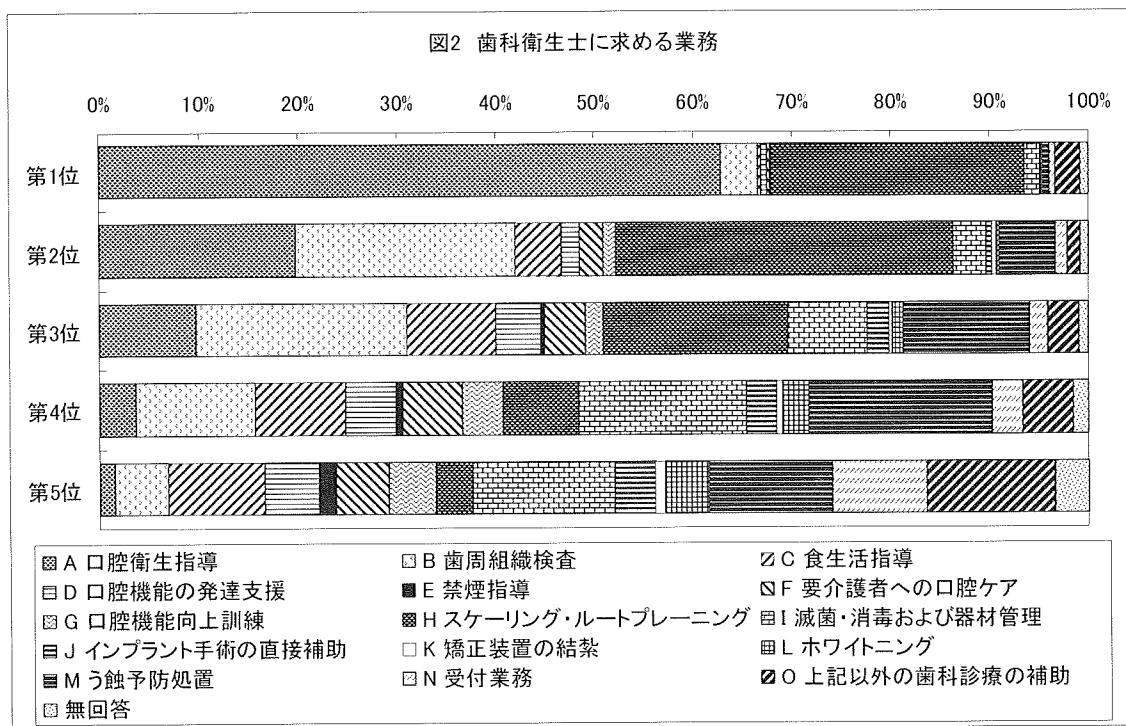
「E 問題発見・解決能力が高い」 21.9%
 「L スタッフ間でのリーダーシップがとれる」 10.8%
 「J 科学的根拠を求める姿勢がある」 6.6%
 であった。



回答者が歯科衛生士に求める業務を第1位から第5位までを選択した結果を図2に示す。「A 口腔衛生指導」「H スケーリング・ルートプレーニング」のように順位が高いほど割合が多いものや、「B 歯周組織検査」のようにどの順位でも選択されているもの、「C 食生活指導」「G 口腔機能向上訓練」「L ホワイトニング」「N 受付業務」のように順位が低くなると割合が増加するもの、「K 矯正装置の結紮」のようにほとんど選択されていないものがあった。5位までのいずれかの順位で選択された割合が高いものから順に、

「A 口腔衛生指導」 97.5%
 「H スケーリング・ルートプレーニング」 89.4%

「B 歯周組織検査」 64.8%
 「M う蝕予防処置」 50.4%
 「I 減菌・消毒および器材管理」 44.6%
 「C 食生活指導」 32.8%
 「O 上記以外の歯科診療の補助」 25.0%
 「F 要介護者への口腔ケア」 18.1%
 「D 口腔機能の発達支援」 17.2%
 「N 受付業務」 16.4%
 「G 口腔機能向上訓練」 12.2%
 「J インプラント手術の直接補助」 9.9%
 「L ホワイトニング」 8.4%
 「E 禁煙指導」 3.2%
 「K 矯正装置の結紮」 2.6%
 であった。



2. 歯科衛生士の業務範囲と雇用について

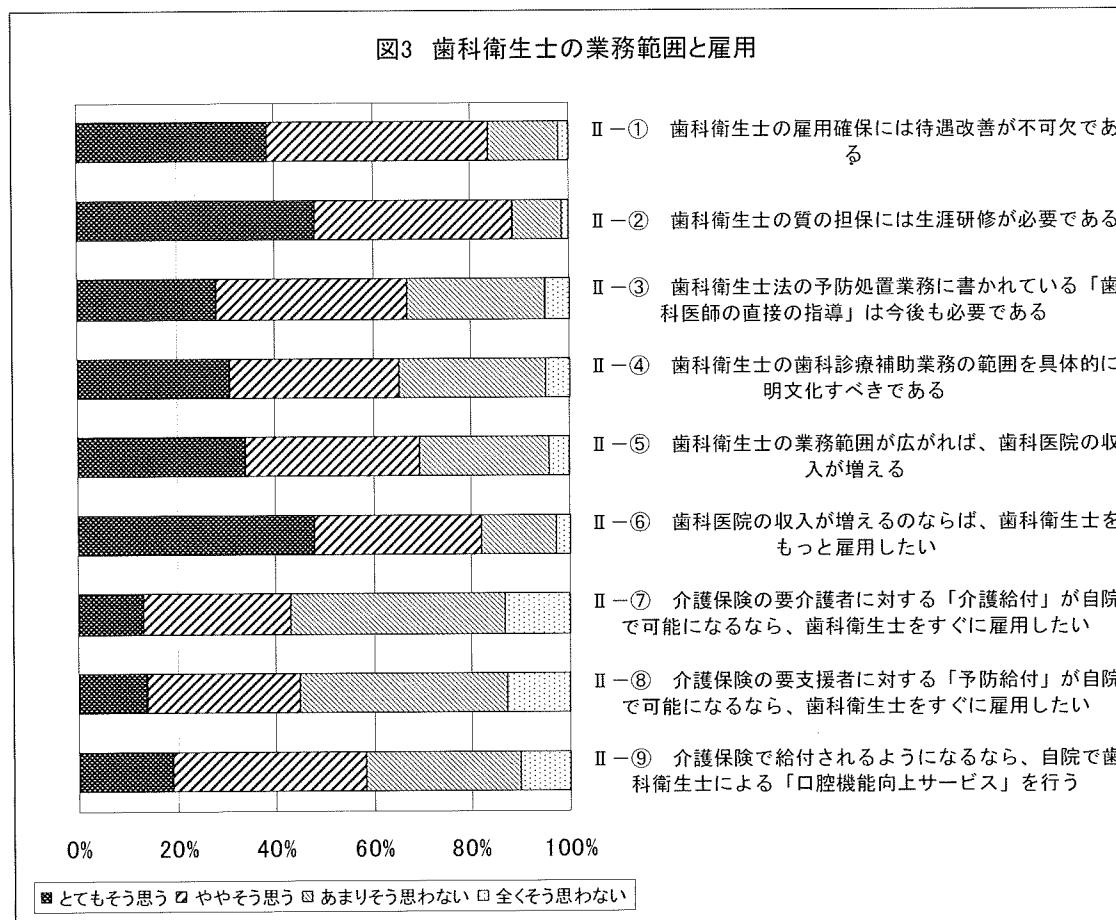
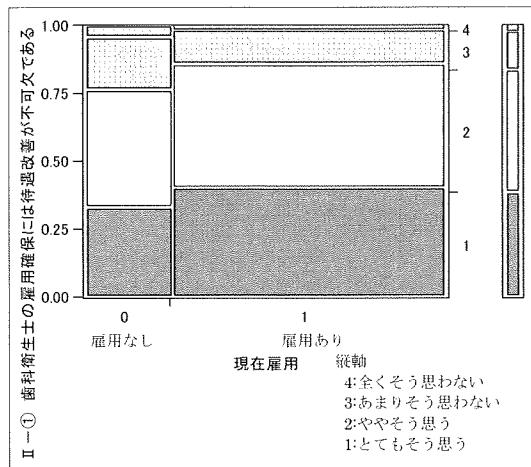
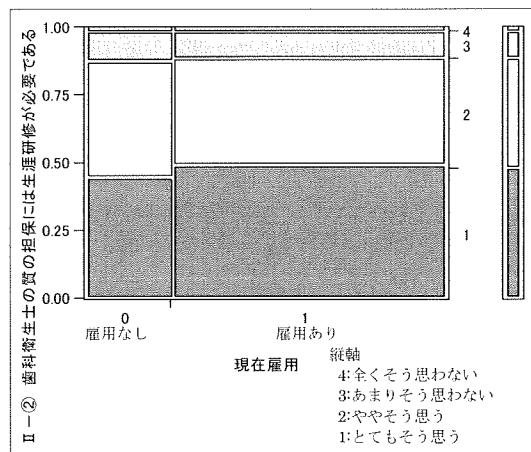


図3に示すように、「歯科衛生士の雇用確保には待遇改善が不可欠である」「歯科衛生士の質の担保には生涯研修が必要である」「歯科医院の収入が増えるのなら歯科衛生士をもっと雇用したい」に肯定的に回答している者の割合が多い。

これらの回答を、現在歯科衛生士を雇用していない502名と、雇用している1,545人で比較する。

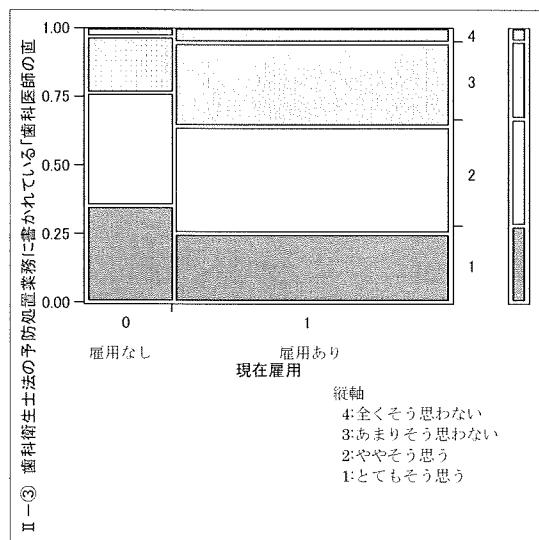


歯科衛生士を雇用している方が、より「歯科衛生士の雇用確保には待遇改善が不可欠である」と回答している ($P < 0.0001$)。

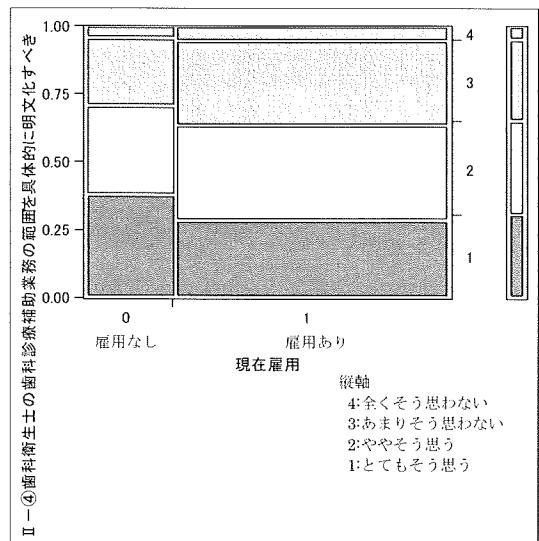


「歯科衛生士の質の担保には生涯研修が必要

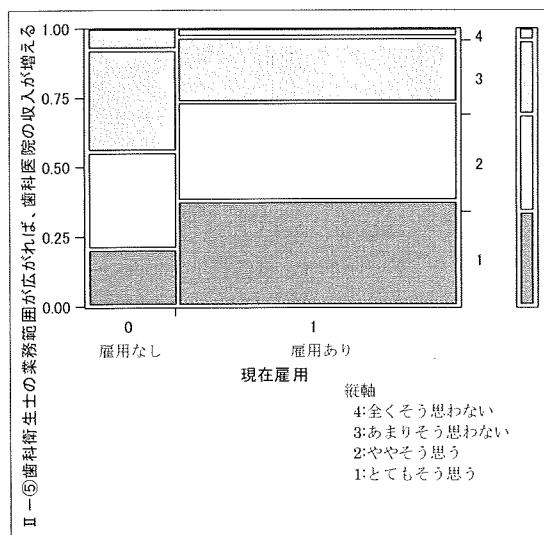
である」と回答している割合は、歯科衛生士の雇用の有無で違いがない。



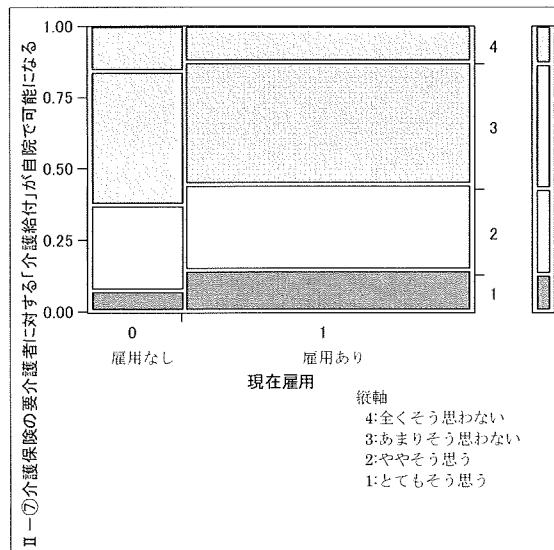
歯科衛生士を雇用していない方が、より「歯科衛生士法の予防処置業務に書かれている『歯科医師の直接の指導』は今後も必要である」と回答している ($P < 0.0001$)。



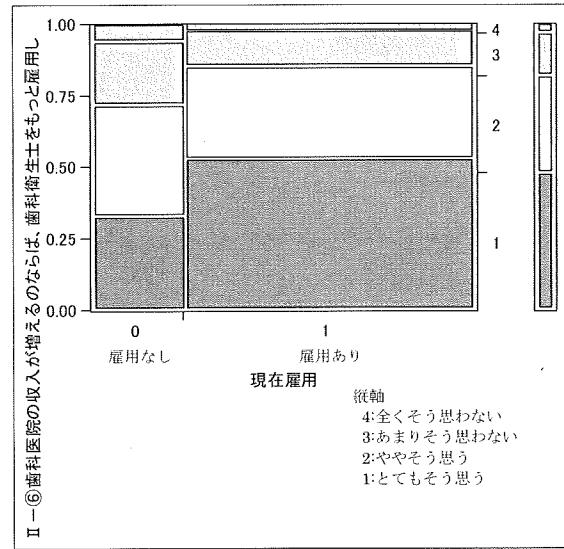
歯科衛生士を雇用していない方が、より「歯科衛生士の歯科診療補助業務の範囲を具体的に明文化すべきである」と回答している ($P = 0.0004$)。



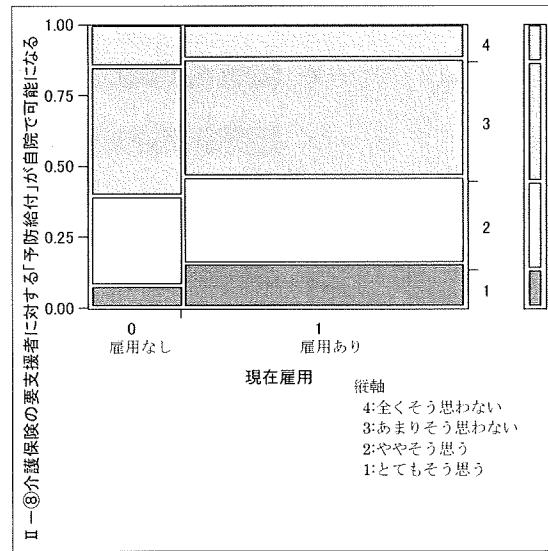
歯科衛生士を雇用している方が、より「歯科衛生士の業務範囲が広がれば、歯科医院の収入が増える」と回答している ($P < 0.0001$)。



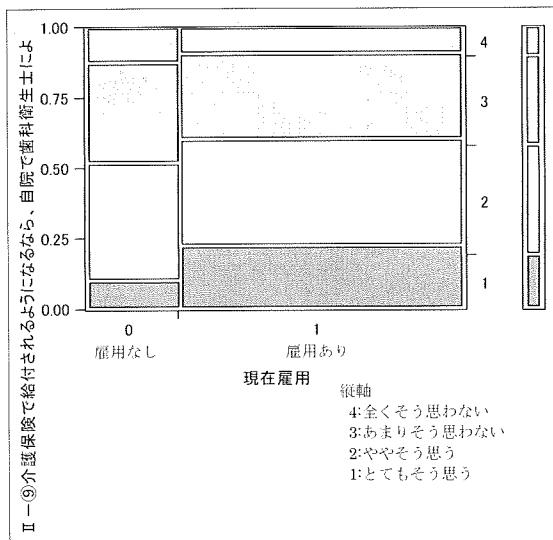
歯科衛生士を雇用している方が、より「介護保険の要介護者に対する『介護給付』が自院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したい」と回答している ($P < 0.0001$)。



歯科衛生士を雇用している方が、より「歯科医院の収入が増えるのならば、歯科衛生士をもっと雇用したい」と回答している ($P < 0.0001$)。



歯科衛生士を雇用している方が、より「介護保険の要支援者に対する『予防給付』が自院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したい」と回答している ($P < 0.0001$)。

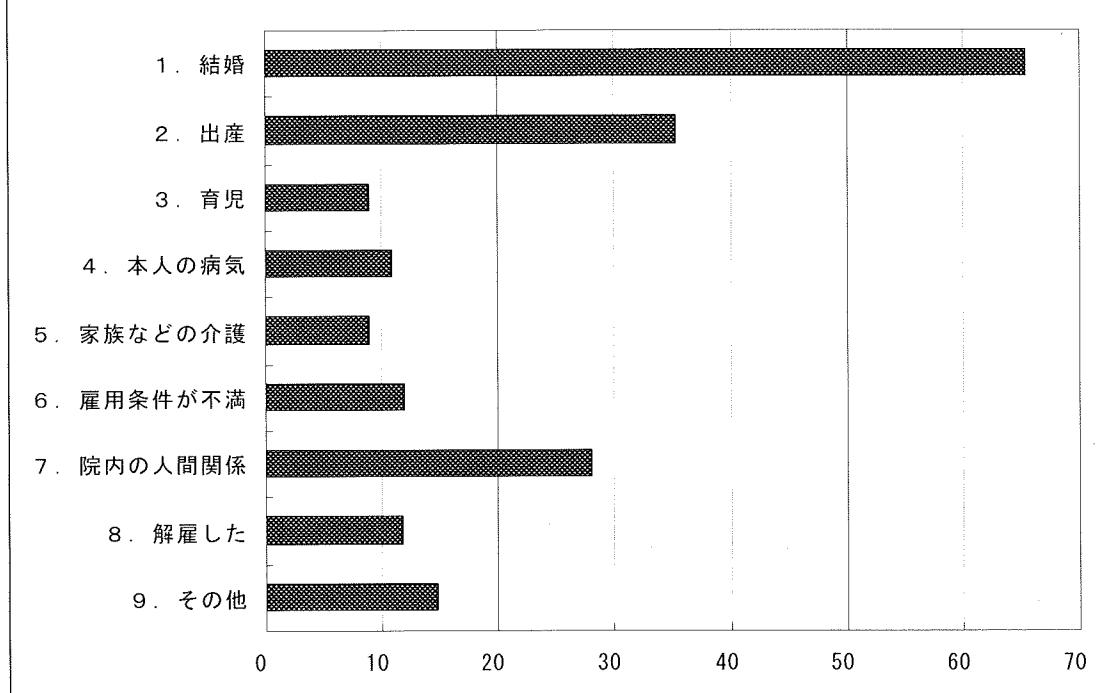


歯科衛生士を雇用している方が、より「介護保険で給付されるようになるなら、自院で歯科衛生士による『口腔機能向上サービス』を行う」と回答している ($P < 0.0001$)。

3. 歯科衛生士の雇用状況について

歯科衛生士を雇用した経験がある者は1,871名で全体の91.4%であった。この1,871名のうち、歯科衛生士の雇用時に労働条件を提示した者の割合は94.4%、就業規則を明文化している者の割合は65.6%、雇用している歯科衛生士が出産休暇をとったことがあると答えた者の割合は22.3%、育児休業制度があると答えた者の割合は23.5%であった。過去に歯科衛生士が辞めたことがあると答えた者の割合は、歯科衛生士を雇用したことのある者の91.4%であり、歯科衛生士が辞めた理由は図4に示すとおり、「結婚」「出産」「院内の人間関係」の順に多かった。

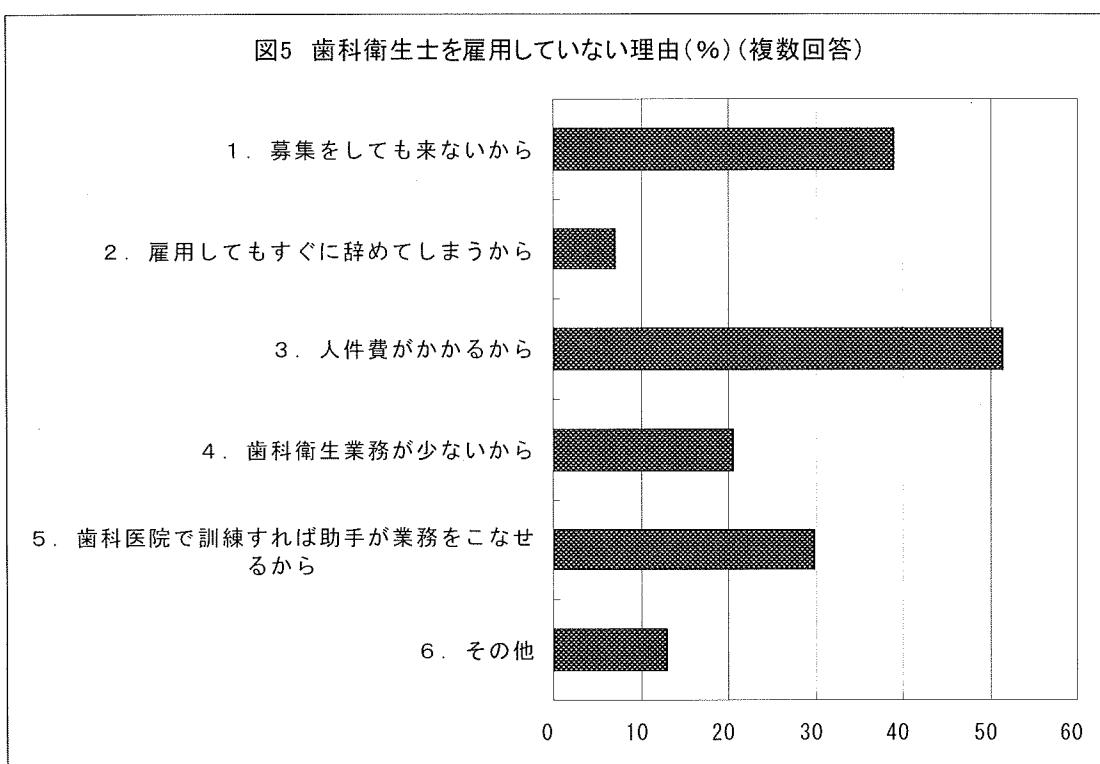
図4 歯科衛生士が辞めた理由(%) (複数回答)



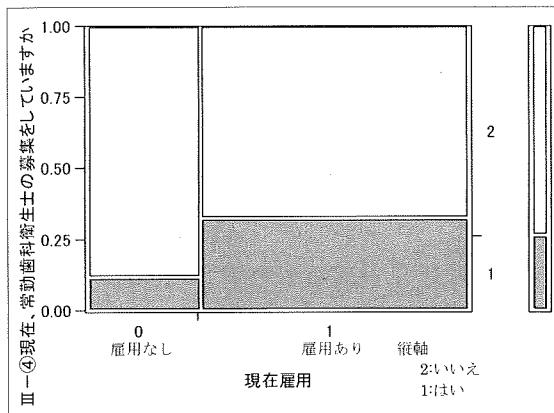
現在、歯科衛生士を雇用していない者は502人（回答者の24.5%）であった。歯科衛生士を雇用していない理由は図5に示すとおり、

「人件費がかかるから」「募集をしても来ないから」「歯科医院で訓練すれば助手が業務をこなせるから」の順に多かった。

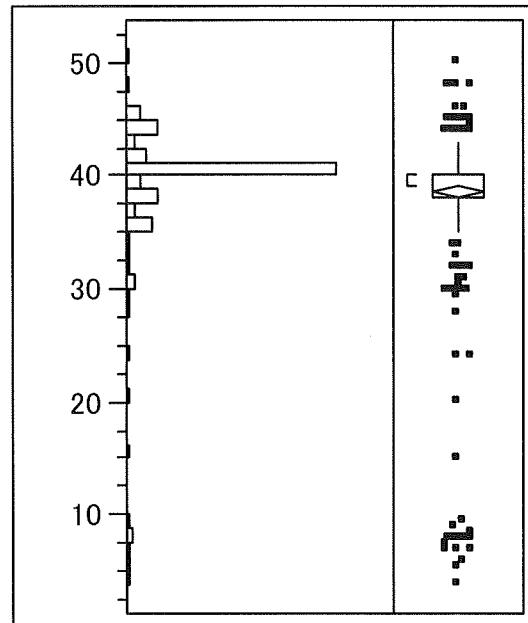
図5 歯科衛生士を雇用していない理由(%) (複数回答)



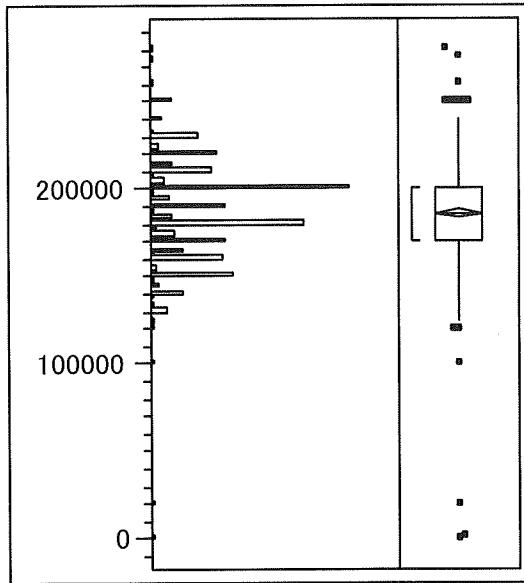
現在、常勤歯科衛生士の募集をしていると回答した者は445名（21.7%）、していないと回答した者は1,232名（60.2%）、無回答は370名（18.1%）であった。



現在、歯科衛生士を雇用している者の方が、常勤歯科衛生士を募集している割合が高かつた ($p < 0.0001$)。

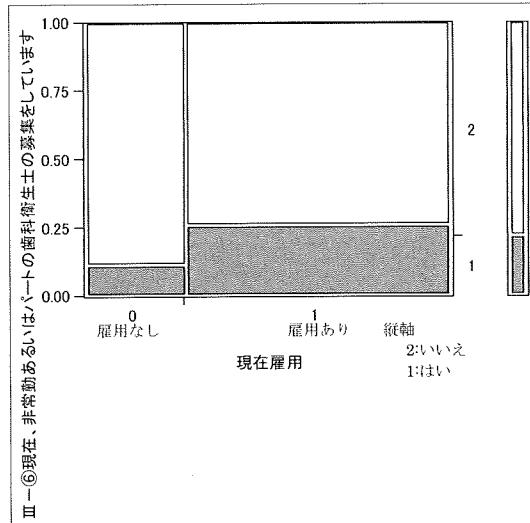


一週間の勤務時間は40時間をピークとする分布であった。

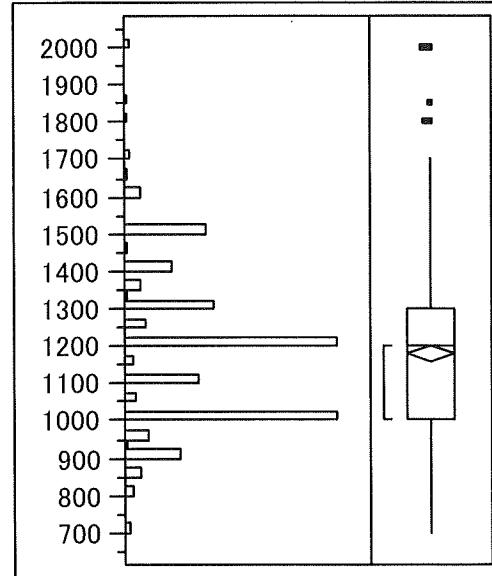


新卒者の給与（税込）は、中央値が185,000円であったが、200,000～202,500円にピークがあった。

現在、非常勤あるいはパートの歯科衛生士を募集していると回答した者は393名（19.2%）、していないと回答した者は1398名（68.3%）、無回答は256名（12.5%）であった。



現在、歯科衛生士を雇用している者の方が、非常勤あるいはパートの歯科衛生士を募集している割合が高かった ($p < 0.0001$)。



非常勤あるいはパートの時給は、中央値が1,200円であったが、1,000～1,025円にもピークがあった。

4. 対象となった歯科診療施設の状況および回答者について

回答者の歯科医療施設のうち14.5%が法人であり、99.1%が保険医療機関であった。標榜診療科は、歯科が97.5%、小児歯科が51.8%、矯正歯科が24.8%、歯科口腔外科が21.0%であった。

	割合 (%)
法人	14.5
保険医療機関	99.1
(重複回答)	
歯科	97.5
小児歯科	51.8
矯正歯科	24.8
歯科口腔外科	21.0

回答者の歯科医療施設および回答者自身のプロフィールを以下に示す。開設年数の最小値は0年、最大値は102年、中央値は20年であった。1日の平均来院患者数の中央値は25人、デンタルユニット数の中央値は3台であった。スタッフは、常勤歯科医師、常勤歯科衛生士、

非常勤歯科衛生士、常勤歯科助手、非常勤歯科助手、その他の常勤職員のそれぞれの中央値が1名で、他のスタッフの中央値は0人であった。

	中央値	最小値	最大値
開設年数	20	0	102
1日の平均来院患者数	25	0.5	210
歯科診療所のデンタルユニット数	3	1	20
常勤歯科医師数	1	0	26
非常勤歯科医師数	0	0	8
常勤歯科衛生士数	1	0	31
非常勤歯科衛生士数	1	0	10
常勤歯科技工士数	0	0	9
非常勤歯科技工士数	0	0	2
常勤歯科助手数	1	0	20
非常勤歯科助手数	1	0	10
その他の常勤職員数	1	0	15
その他の非常勤職員数	0	0	8
回答した歯科医師の年齢	52	30	86
回答した歯科医師の歯科医師歴	25	1	63
回答した歯科医師の開業歴	20	0	63

歯科保健指導、歯石除去、う蝕予防処置のいずれも多くの歯科医療機関で実施されていた。

行つ てある 割合 (%)	歯科	主に行っている者の内訳 (%) (複数回答)				
		歯科 医師	歯科 衛生 士	常勤 歯科 衛生 士	非常勤 歯科 衛生 士	その 他
歯科保健指導	97.3	39.7	63.9	18.1	1.4	
歯石除去	99.6	41.9	62.2	17.8	0.3	
う蝕予防処置	91.6	58.9	47.5	12.2	0.5	

歯科保健指導、歯石除去は常勤歯科衛生士が行っている割合が高いが、う蝕予防処置は歯科医師が行っている割合が高かった。

D. 考察

歯科衛生士に求められている資質は「患者さんからの信頼」「気配り」「職業意識」「協調性」「責任感」「コミュニケーション」であり、求められる業務は「口腔衛生指導」「スケーリング・ルートプレーニング」「歯周組織検査」「う蝕予防処置」「滅菌・消毒および器材管理」であった。これらは現状の歯科衛生士教育の中でも重点が置かれている内容であると思われる。また、常勤の歯科衛生士は、歯科医療機関での歯科保健指導、歯石除去の担い手となっている。

現在、歯科衛生士を雇用している者は、歯科衛生士により多くの業務を任せ、待遇を改善し、さらに歯科衛生士を雇用しようとしているように見受けられた。しかし、歯科医師の過剰や、保険点数の低さなどにより、歯科衛生士の専門職とは思えない程の給与・時給の安さが雇用を妨げていると考えられた。歯科医療機関の患者数がある程度確保されるならば、雇用された歯科衛生士が歯科保健指導や予防処置業務を主体的に行うことができ、歯科医師よりも歯科衛生士を雇用する方が費用対効果が高くなるが、それだけの患者を確保できない歯科医療機関も少なくないと思われる。

一方、現在、歯科衛生士を雇用していない者には、雇用したいが応募がないと考えている者と、雇用の必要がないと考えている者がいるようである。後者では、人件費がかかることと、歯科医師がすべての診療を行えることから歯科衛生士を雇用する必要はないと考える。

えている。このように、現在、歯科衛生士を雇用している者や、雇用していないが雇用したい者と、雇用したくない者との間で歯科衛生士に対する認識が異なっている。

E. 結論

本調査によって、歯科衛生士法に規定される歯科衛生士の3大業務は歯科医師に十分に認知されていること、現状の歯科衛生士教育で重点が置かれている部分と歯科医師が歯科衛生士に求める資質や業務が一致していることが明らかになった。また、約2割の歯科診療施設において歯科衛生士の求人を行っているものの、充足が困難な状況にあると考えられた。

G. 研究発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし

参考文献

- 1) 社団法人日本歯科衛生士会：歯科衛生士の勤務実態調査報告書、社団法人日本歯科衛生士会、東京、2005年
- 2) 財団法人歯科医療研修振興財団：「財団法人歯科医療研修振興財団 創立20周年記念誌」、財団法人歯科医療研修振興財団、東京、2008年.
- 3) 厚生労働省：厚生労働統計 医療施設調査、2005年.

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

分担研究（2）報告書

未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計について

分担研究者 佐々木 好幸 東京医科歯科大学口腔保健教育研究センター准教授

研究要旨

現状の歯科衛生士名簿には、すでに死亡している者が抹消されずに残っている。そこで、公表されている資料のみを用いて、2007年現在の年齢別生存歯科衛生士数を推計した。次に、2006年現在の年齢階級別未就業歯科衛生士数を推計した。さらに、歯科衛生士の就業率が、他の業種の女性の年齢階級別就業率と同等まで引き上げられると仮定した場合の就業歯科衛生士数を推計した。

その結果、すでに死亡している歯科衛生士登録者は2,407人と推計され、22歳以上の未就業歯科衛生士数は119,610人と推計され、そのうち再就業可能な歯科衛生士数は49,118人と推計された。しかし、歯科衛生士の専門性を考えると、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。また、再就業可能な歯科衛生士数をより正確に推計するためには、未就業歯科衛生士に対する調査が必要であると考えられた。

A. 研究目的

現在、わが国の医師、歯科医師、薬剤師は、それぞれの身分法の規定により隔年の届出が行われている。この届出を怠った医師および歯科医師は、厚生労働省の「医師等資格確認検索」に氏名等が記載されない。そしてその集計が厚生労働省大臣官房統計情報部によって「医師・歯科医師・薬剤師調査」として公表されている。

一方、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士等は、それぞれの身分法の規定により隔年の業務従事者届の提出が義務づけられている。そしてその集計が厚

生労働省大臣官房統計情報部によって「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」として公表されている。したがって、これらの職種では業務に従事していない者の人数を知ることができない。

本来、すべての医療従事者はそれぞれの身分法に関連する政令によって、死亡した場合には「戸籍法に定められている死亡の届出義務者」が30日以内に、免許の登録の抹消を申請しなければならず、その際には免許証の返納が必要である。しかし、現実には遺族がそのような規則を知っていることは少なく、登録されている者の中には多数の死亡している

者が含まれている¹⁾。

未就業歯科衛生士数を知るためにには、まず歯科衛生士の免許を保有している生存者の人数を知る必要がある。しかし、上述の通り死亡者の登録の抹消が行われていないため、歯科衛生士の免許を保有している生存者の数をすることはできない。そこで、公表されている資料のみを用いて人口統計学的な手法でこれらの人数を推計し、さらに未就業歯科衛生士のうち再就業が可能な者の数を推計した。

B. 研究方法

以下に示す公表されている4つの資料を材料とした。1つ目は「財団法人 歯科医療研修振興財団 創立20周年記念誌」²⁾に掲載されている表「出生年別歯科衛生士登録者数」である。これは、死亡した者が含まれる歯科衛生士名簿を原資料として2007年末までに登録された歯科衛生士の出生年ごとの人數を集計した資料である。2つ目は厚生労働省「日本人の平均余命 平成19年簡易生命表」³⁾に掲載されている、女性の簡易生命表の2007年7月1日現在の年齢別生存数 l_x である。年齢別生存数 l_x は、100,000人の出生者が既知の年齢別死亡率に従って死亡していくと考えた場合、 x 歳に達するまで生存していると期待される人數である。3つ目は厚生労働省「平成18年 保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)結果(就業医療関係者)の概況」⁴⁾にある、年齢階級別就業歯科衛生士数である。4つ目は総務省「総務省統計局 労働力調査」⁵⁾にある、2006年の年齢階級別就業率(女)である。

本研究の推計手順は、2007年の女子の年齢別生存確率の推計、2007年の年齢別生存歯科衛生士数の推計、2006年の年齢別未就業歯科衛生士数の推計、2006年の年齢階級別歯科衛生士就業割合の推計、2006年の年齢階級別就業可能歯科衛生士数の推計、2006年の再就業可能未就業歯科衛生士数の推計である。これらの推計の前提として、以下の仮定を行った。

- ① わが国の歯科衛生士の年齢別死亡率は、わが国の女子全体の年齢別死亡率と等しい。
- ② 歯科衛生士免許登録年と登録時の年齢が公表されていないため、登録時の年齢を20歳とした。(登録時の年齢が分かれば、より正確な推計が可能)
- ③ 歯科衛生士の死亡による歯科衛生士免許の抹消は行われていない。
- ④ 就業歯科衛生士は全員が法令を遵守して業務従事者届を提出している。
- ⑤ 歯科衛生士の年齢階級別就業率(割合)は、全職種の女性の年齢階級別就業率(割合)と同程度まで引き上げることが可能である。

「平成19年簡易生命表」において、 x 歳の者が y 歳まで生存している確率は l_y/l_x であり、上記の前提②の制約を加えて20歳の女性の年齢別生存割合を求めた。この値を出生年別登録歯科衛生士数に乗ずることで、2007年の年齢別生存歯科衛生士数を推計した。

次に「平成18年 保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)結果(就業医療関係者)の概況」より得られた年齢階級別就業歯科衛